

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和 8 年 9 月 9 日(水)

議会運営委員会終了後

場所：議 会 運 営 委 員 会 室

1 開 会

2 京都府議会の選挙区・定数のあり方について

3 その他

4 閉 会

意向表

【会派名：自民】

選挙区・定数等のあり方に係る意見について

提出締切：9月8日（火）

論点1 地方議会・議員のあり方について

(1) 令和7年国勢調査結果を踏まえた総定数見直しの要否

総定数見直しを行う場合の具体的な内容及びその理由

地方議会は、執行機関に対する監視機能及び政策形成機能を担うとともに、多様な民意や地域の実情を府政に反映する役割を有している。このため、議員定数については人口比例のみで判断するのではなく、議会機能の維持・強化及び地域代表性の確保の観点から総合的に検討する必要がある。京都府議会においても、議員定数は多様な府民の意思を的確に府政へ反映するための必要な定数とすべきである。

令和7年国勢調査速報値では、京都府人口は2,502,747人となり、令和2年国勢調査から約75,000人減少しているが、市町村単独では対応が困難となる課題への対応や地域間調整の重要性が増すことが見込まれる中、広域自治体である京都府には多様な地域課題を把握し府政に反映する役割がこれまで以上に求められる。また、京都府議会の議員1人当たり人口は約41,000人であり、全国的に見ても比較的少ない水準にある。

こうした状況に照らすと、人口減少のみを理由として総定数を見直すべき状況ではなく、議会機能の維持・強化及び地域代表性の確保の観点から、現時点では現行定数を維持することが適当である。

(2) 京都市内の定数見直しの要否

選挙区及び定数は人口比例原則を基本としつつも、地域代表性を確保する観点から検討する必要がある。また、政令指定都市が有する権限や人口規模のみをもって人口比例原則からの逸脱を正当化することには限界がある。さらに、京都市の住民とそれ以外の地域の住民は、京都府との関係において区別されるものではなく、京都市のみを特別に取り扱うことについては慎重であるべきである。

令和7年国勢調査速報値では、京都市人口は令和2年国勢調査から約32,000人減少している。もっとも、人口減少は京都市のみならず府内各地域で見られる傾向であり、京都市人口の減少のみをもって定数見直しの必要性を導くことはできない。また、京都市が政令指定都市であることやその人口規模を理由として、京都市のみを他地域と異なる取扱いとすべき特段の事情は認められない。

よって、現時点において京都市内を対象とした定数見直しを行う必要はない。

論点 2 一票の較差・逆転区等について

(1) 令和 7 年国勢調査結果を踏まえた現状での一票の較差・逆転区における是正の要否

一票の価値の平等は選挙制度の基本原則であり、人口比例原則は尊重されるべきである。一方で、地方議会には地域代表性や多元的代表制を確保する役割も求められることから、その均衡を図る必要がある。京都府議会においても、地域間の均衡に配慮しながら継続的な点検及び必要な較差是正に取り組むべきである。

令和 7 年国勢調査速報値における最大較差は 1.98 倍となり、令和 2 年国勢調査時の 1.90 倍から拡大している。また、木津川市及び相楽郡選挙区と京都市北区・中京区・南区との間で生じている 3 通りの逆転選挙区についても状況に変化はない。しかし、最大較差は最高裁判例上問題とされる 3 倍を大きく下回っており、逆転選挙区についても従前から継続して議論・検証が行われてきた経過がある。

これらを踏まえると、一票の較差の是正及び逆転選挙区の解消は引き続き検討すべき課題であるものの、現時点で直ちに選挙区及び定数を見直すべき状況にはない。今後も人口動態を注視しながら継続的な点検及び検証を行い、必要に応じて是正に向けた検討を行うべきである。

(2) 定数再配分・区割り見直しの検討の要否

定数再配分や区割り見直しについては、一票の価値の平等と地域代表性との均衡を図りながら判断すべきである。

現時点では、較差の状況や逆転選挙区の存在のみをもって直ちに定数再配分や区割り変更を行うべき状況にはないが、一票の較差及び逆転選挙区の状況について継続的に検証し、必要が生じた場合には慎重に検討すべきである。

※各論点について、現状維持ではなく見直しが必要と考える場合は、その方向性だけでなく、具体的な見直し案（定数再配分、区割り変更、定数増減等）及びその理由について記載してください。

意向表

【会派名：維国】

選挙区・定数等のあり方に係る意見について

提出締切：9月8日（火）

論点1 地方議会・議員のあり方について

(1) 令和7年国勢調査結果を踏まえた総定数見直しの要否 総定数見直しを行う場合の具体的な内容及びその理由

公職選挙法上の人口比例原則に基づく定数配分は行うべきであり、前回、総定数の見直しを行った時の指標となった平成22年の国勢調査から直近の令和7年度と比較をすると▲5%の人口減となっている。我が会派は、常に、議会の監視機能及び政策形成機能の強化を重視した改革を進めるべきと意見しているが、これはただ単に議員数を増やすことにあらず、議会機能の向上は議員の専門性向上やその責任の明確化によって図るべきであると考えており、人口比例原則に基づいて議員数の見直しを行っても、十分にその機能の維持・強化は行えると考えている。従って、令和7年度国勢調査結果を踏まえた総定数の見直しは行うこととし、その人口減少率から▲3名の定数見直しを行うべきであると考えている。

- ・議員の定数は「57人」として「3人」減員。
- ・「宇治市及び久世郡」「京都市右京区」「京都市南区」の各選挙区を「1人」減員。

(2) 京都市内の定数見直しの要否

政令指定都市所管の事業と、政令指定都市内の都道府県所管の事業とでは自ずとその業務量については大きな差があり、その業務量の多寡を議員定数に反映させるべきであると考えているが、現行法ではその解釈がなされない。本来なら法改正も踏まえた議論を行っていくべきであるが、時間的な制約もあり、現状では物理的に厳しい状態である。従って、今回については、現行法の人口比例原則、並びに地域代表制の考え方を鑑みて検討を行う。但し、あくまでも総定数の見直しについては、京都府全体で検討することを基本とし、その中で京都市内の選挙区の定数を見直すことになる場合は、この限りではない。

論点 2 一票の較差・逆転区等について

(1) 令和 7 年国勢調査結果を踏まえた現状での一票の較差・逆転区における是正の要否

令和 7 年度国勢調査においての京都府内の一票の較差は、最高裁判所の判断における較差 3 倍以内であり問題は無いとされているが、公職選挙法上の人口比例原則を堅持していくためには、その較差は小さい方が正常である。従って、一票の較差・逆転区の是正は行うべきであると考ええる。

(2) 定数再配分・区割り見直しの検討の要否

検討はすべきであると考ええる。但し、合区については、公職選挙法上の地域代表制の観点から、その見直しについては慎重に行うべきと考える。

※各論点について、現状維持ではなく見直しが必要と考える場合は、その方向性だけでなく、具体的な見直し案（定数再配分、区割り変更、定数増減等）及びその理由について記載してください。

	定数	1人当たり人口	1人当たり人口の較差 (最小選挙区から〇倍)
綾部市	1	29,885	1.00
八幡市	2	33,807	1.13
京都市南区	3	34,247	1.15
宮津市及び与謝郡	1	34,814	1.16
京都市東山区	1	35,193	1.18
城陽市	2	35,885	1.20
舞鶴市	2	36,546	1.22
福知山市	2	36,775	1.23
京都市中京区	3	37,133	1.24
宇治市及び久世郡	5	37,544	1.26
京都市北区	3	38,116	1.28
京都市右京区	5	39,275	1.31
京都市上京区	2	41,546	1.39
亀岡市	2	41,623	1.39
南丹市及び船井郡	1	41,401	1.39
京都市下京区	2	42,260	1.41
京都市山科区	3	42,785	1.43
京田辺市及び綴喜郡	2	44,912	1.50
京都市伏見区	6	45,030	1.51
京丹後市	1	46,712	1.56
京都市西京区	3	47,706	1.60
長岡京市及び乙訓郡	2	48,786	1.63
京都市左京区	3	54,129	1.81
向日市	1	55,262	1.85
木津川市及び相楽郡	2	59,290	1.98

国勢調査

平成２２年	2,636,092	
令和７年	2,502,747	95%

※平成２２年の国勢調査から令和７年で比較すると府全域で▲５％の人口減。
※府議定数６０で考えた場合、減少率から▲３名。
※府内各選挙区の一人当たり人口格差で見た場合、上記の順番となる。

【手法】

- ① 定数１の選挙区は外す。最小選挙区から▲１名とした場合の較差が、現状の上限１．９８（59,290人）を超えない選挙区を抽出する。
② ①より６つの選挙区が該当。一人当たりの人口が少ない順で、１_宇治市及び久世郡、２_京都市右京区、３_京都市南区の３選挙区の定数を各々▲１とし、総定数５７とする。

全て▲１した場合	新・一人当たりの人口	順番	現状	変更後
▲１	67,614			
▲１	51,371	3	1.15	1.72
▲１	#DIV/0!			
▲１	#DIV/0!			
▲１	71,770			
▲１	73,092			
▲１	73,550			
▲１	55,700	5	1.24	1.86
▲１	46,930	1	1.26	1.57
▲１	57,174	6	1.28	1.91
▲１	49,094	2	1.31	1.64
▲１	83,092			
▲１	83,246			
▲１	#DIV/0!			
▲１	84,520			
▲１	64,178			
▲１	89,824			
▲１	54,036	4	1.51	1.81
▲１	#DIV/0!			
▲１	71,559			
▲１	97,572			
▲１	81,194			
▲１	#DIV/0!			
↑ 59,290を下回る選挙区				

意向表

【会派名：共産】

選挙区・定数等のあり方に係る意見について

提出締切：9月8日（火）

論点1 地方議会・議員のあり方について
(1) 令和7年国勢調査結果を踏まえた総定数見直しの要否 総定数見直しを行う場合の具体的な内容及びその理由 今回は原則現状で良い。 なお、見直すというのであれば、総定数を増やし、なおかつ1人区等を見直し、多様な民意が反映できる方向とする。 (2) 京都市内の定数見直しの要否 「京都市内のみを見直す」ということ自体ナンセンスで全く必要ない。
論点2 一票の較差・逆転区等について
(1) 令和7年国勢調査結果を踏まえた現状での一票の較差・逆転区における是正の要否 今回は必要ない。 (2) 定数再配分・区割り見直しの検討の要否 今回は原則必要ない。ただし、見直すというのであれば、定数増と一体に1人区の解消など検討する。

※各論点について、現状維持ではなく見直しが必要と考える場合は、その方向性だけでなく、具体的な見直し案（定数再配分、区割り変更、定数増減等）及びその理由について記載してください。

意向表

【会派名：府民】

選挙区・定数等のあり方に係る意見について

提出締切：9月8日（火）

論点1 地方議会・議員のあり方について

(1) 令和7年国勢調査結果を踏まえた総定数見直しの要否

総定数見直しを行う場合の具体的な内容及びその理由

人口比例原則を基本としつつ、地域の声を府政に届けるためには人口だけではなく地理的条件・産業構造も十分考慮すべきであり、京都府および京都府議会の広域的役割は益々重要となる。そのため監視機能・政策形成機能の充実と多様な人材の確保が必要となり、また、京都府と同規模の県議会と比較しても議員一人あたりの人口が少ないわけでもなく、現時点での総定数見直しには慎重であるべきである。

(2) 京都市内の定数見直しの要否

国勢調査の結果では京都市の一部で増加傾向も見られ、全体としても他自治体に比べ京都市だけが人口減少が著しい状況ではない。また京都市との緊密な連携は府政の推進上極めて重要であり府市協調の重要性を十分勘案する必要がある。さらに現状京都市の各選挙区の議員一人あたりの人口が他の選挙区と比べて特に少ない状況にはないこともあり、現時点で京都市内のみを対象とした定数見直しの必要性は低い。

論点2 一票の較差・逆転区等について

(1) 令和7年国勢調査結果を踏まえた現状での一票の較差・逆転区における是正の要否

1 票の較差は最高裁判決が示す枠内におさまっており、法的に大きな課題がある状況ではない。また、逆転区についても、前回の検討結果では人口動態の注視が必要とのことであったが、対象となる3つの選挙区のうち中京区及び南区では人口の増加傾向が見られる一方、木津川市及び相楽郡では減少傾向が見られるなど、人口動態は一様ではない。これらの状況を勘案すると、今後とも継続的な検証が必要であるが、現時点で直ちに見直す必要性は低い。

(2) 定数再配分・区割り見直しの検討の要否

上記状況より、今後とも継続的な検証が必要であるが、定数再配分や区割りについて現時点で直ちに見直す必要性は低い。

※各論点について、現状維持ではなく見直しが必要と考える場合は、その方向性だけでなく、具体的な見直し案（定数再配分、区割り変更、定数増減等）及びその理由について記載してください。

意向表

【会派名：公明】

選挙区・定数等のあり方に係る意見について（案）

提出締切：9月8日（火）

論点1 地方議会・議員のあり方について

(1) 令和7年国勢調査結果を踏まえた総定数見直しの要否

総定数見直しを行う場合の具体的な内容及びその理由

地方議会には、執行機関に対する監視機能及び政策形成機能を果たすことに加え、各地域の多様な意見を府政に反映する役割が求められており、京都府議会はこれまでも定数削減や定数の適正化に継続して取り組んできた経過がある。

議員定数については、人口比例原則を基本としつつも、地域代表性の確保や地域特性、多様な意見を府政に反映する観点を十分考慮して検討する必要がある。人口減少が進む中であっても、行政課題や府民ニーズは多様化しており、地域の実情や声を府政に届ける重要性は高まっていることから、人口減少の傾向にあるものの定数見直しは慎重であるべきである。加えて、ICTの活用により府民の声を迅速に政策へ反映するとともに、府民の議会への関心を高める取組も重要である。

こうしたことから、現時点で総定数を見直す必要性は低く、現行定数を維持することが適当である。

(2) 京都市内の定数見直しの要否

令和7年国勢調査速報値では、京都市人口は令和2年国勢調査から減少しているが、その傾向は京都市のみならず府内全域で見られ、京都市内でも中京区や南区など人口が増加している選挙区がある。

また、選挙区及び定数は人口比例原則を基本としつつも、地域代表性の観点から検討する必要がある。京都市の人口減少のみをもって定数見直しの必要性を導くことは適当ではない。さらに、京都市のみを特別に取り扱うべき合理的な理由も認められない。

こうした状況を踏まえると、現時点で京都市内のみを対象とした定数見直しの必要性は低いと考える。

論点2 一票の較差・逆転区等について

(1) 令和7年国勢調査結果を踏まえた現状での一票の較差・逆転区における是正の要否

一票の価値の平等は重要な原則であるが、地方議会には地域代表性や多様な民意を反映する役割も求められることから、その均衡を図る必要がある。

令和7年国勢調査速報値における京都府議会の最大較差は1.98倍であり、最高

裁判例等を踏まえても現時点で法的に大きな課題がある状況ではない。また、逆転区についても引き続き存在しているが、人口動態には変化も見られ、これまでも継続的に検証が行われてきた経過がある。

このため、一票の較差の是正及び逆転区の解消は引き続き検討すべき課題であるものの、現時点で直ちに選挙区及び定数を見直す必要性は低い。今後も人口動向を注視しながら継続的に検証を行うべきである。

(2) 定数再配分・区割り見直しの検討の要否

定数再配分や区割り見直しについては、一票の価値の平等と地域代表性との均衡を図りながら慎重に判断すべきである。

現時点では、一票の較差や逆転区の状況のみをもって直ちに定数再配分や区割り見直しを行う必要性は低いが、人口増減の傾向や一票の較差の状況について継続的に注視し、必要が生じた場合には十分な検討を行うべきである。

※各論点について、現状維持ではなく見直しが必要と考える場合は、その方向性だけでなく、具体的な見直し案（定数再配分、区割り変更、定数増減等）及びその理由について記載してください。